

アメリカ、イギリス、ドイツにおける議会による情報機関の監視について

1 議会に置かれた委員会の概要

平成 26 年 1 月 29 日

	アメリカ		イギリス	ドイツ
	上院(情報特別委員会)	下院(情報特別委員会)	(議会情報保安委員会)	(議会統制委員会)
設立年・法的根拠	上院決議 (1976 年)	下院決議 (1977 年)	2013 年司法及び治安法 ※2013 年改正により、政府内の機関から議会の委員会に変更 ※前身は 1994 年情報機関法に基づく情報保安委員会	基本法、統制委員会法 (2009 年) ※前身は 1956 年設置の信頼委員会、1978 年設置の連邦議会統制委員会
類型	常設の特別委員会		両院合同・特別の組織	下院・特別の組織 (上院にはなし)
委員会の人数・構成	・15 名 (民主党 8 名・共和党 7 名) 〔上記 15 名には、歳出委・軍事委・外交委・司法委の委員各 2 名 (民 1、共 1) を含む。〕	・21 名 (共和党 12 名、民主党 9 名) 〔上記 21 名には、歳出委・軍事委・外交委・司法委の委員少なくとも各 1 名を含む。〕	・上下両院の議員 9 名 〔上院議員 2 名 (保守党 1、無所属 1)、下院議員 7 名 (保守党 3、自民党 1、労働党 3)〕 ・委員の任期は、議会期 (下院議員の任期期間) 中は継続	・第 18 選挙期 (2013 年 10 月～) は 9 名 (キリスト教民主/社会同盟 4 名、社会民主党 3 名、左派党 1 名、緑の党 1 名) ・委員数は議席数に応じた各会派割り当て
委員・委員長を選任方法	【委員】上院議長による選出	【委員】下院議長による選出 ※ロジャース情報特別委員会委員長の説明によると、「少数党については少数党院内総務が委員を決めている」とのこと。	【委員】首相の推薦に基づき、各議院で任命 (大半が大臣経験者)。議院に任命を拒否された場合は、新たに推薦する。 ※2013 年改正前は、首相が野党第一党党首と協議し、首相が任命 【委員長】委員の互選	【委員】連邦議会議員の過半数の賛成 (委員候補者は各会派が推薦) 【委員長】与党と野党が 1 年ごとに交代
任務	・情報活動に関わる全ての政府機関及び軍の情報機関の活動の監視、調査、報告 ・情報機関の予算授権法案・関連法案の審査を通じ、当該機関の予算・組織等の監視 ・情報機関高官人事の審査 ・議会期 (2 年) ごとの報告書や特別報告書を議会に提出	半年ごとの活動報告書	・各情報機関の支出、運営、政策及び個別の活動を検証又は監視 ※2013 年改正により、個別の活動の検証・監視権限の明確化 ・年次報告書や特別報告書の議会への提出 (事前に首相に相談し、公表できない情報がある場合には、削った部分がわかるよう※を付けて削除)	・連邦政府の情報機関を監督 ・少なくとも選挙期 (4 年) の中間時点及び終期に連邦議会に活動報告
権限	・秘密の指定・解除の権限はなし。 ・各情報機関の長は情報活動について完全かつ最新の情報を提供しなければならない。 ※現在継続中の活動に関する情報も含む。 ・秘匿性の高い事項については、上下院委員長及び上下院筆頭委員 (「4 コーナーズ」) にのみ知らされるものもある。		・秘密の指定・解除の権限はなし。 ・情報機関のオフィスに立入調査可能 ・原則：全ての情報提供を要求できる。 例外：①現在継続中の活動及び将来的な計画、②国益上重大な支障があるもの ・各情報機関の長官は、委員会から情報提供を要求されたときは、①求めに応じた情報の提供、②国務大臣の不開示決定により不開示できない旨の通知、③首相による提供の拒否 (議会で拒否理由の説明が必要) のいずれかを行わなければならない、情報の非提供は違法行為となる。	・秘密の指定・解除の権限はなし。 ・情報機関に、活動内容や重要な案件についての報告義務 (現在継続中の活動に関するものについては、報告義務なし。) ※2009 年改正により、情報機関の職員は、議会統制委員会のどの委員に対しても内部告発できることとなった。 ・委員会は、①情報機関の文書の閲覧、②原本提出・データ送付の請求、③情報機関への訪問の権限あり。 ・連邦政府は、委員会からの要求に基づく情報開示義務がある。 例外：①サードパーティールール、②情報源、③内外の協力者の氏名、④行政府の自己責任の領域 (閣議での発言等) に該当する場合には、理由を説明した上で報告及び情報提供の拒否が可能
委員会開催の頻度	第 112 議会 (2011 年～2012 年) 中に開催された公式の会議・ヒアリングは 112 回	2011 年 12 月～2012 年 12 月の間に開催された会議・ヒアリング等は 50 回	週 1 回を基本に、必要に応じて追加開催	月 1 回を基本に、必要に応じて追加開催
会議の公開	原則非公開		原則非公開 ※2013 年改正により、聴聞会を公開で行うことも可能に。	原則非公開
議事録		作成する	作成するが、非公開 (非公式な協議では作成しない)	作成しない ※ビンガム議員の説明によると、「記録は結果のみを記し、具体的な内容までは記載せず、また、記録は極秘扱いされている」とのこと。
委員会スタッフ	・37 名 (大使館資料) ・適性評価を受ける。	・定員 42 名、実員 38 名 〔ほとんどが軍、CIA 等情報機関勤務経験者〕 ・適性評価を受ける。	・15 名 ※2013 年改正前は、8 名 〔各省庁からの出向者 (情報機関勤務経験者を) 含む〕。今後は公募も想定 ・適性評価を受ける。	・6 名 ※2013 年までは 3 名であり、本年 6 名に増員 ・適性評価を受ける。

2 議会における秘密保全

	アメリカ		イギリス	ドイツ
	上院	下院		
秘密資料の取扱い	・セキュリティオフィス（保全課）において保管 ・物理的にも電磁的にも非常に隔離された施設、部屋で活動		秘密保全対策のとられた政府内の施設で保管 ※政府内の機関の時代に使用していた施設を活用	秘密登録所において保管
宣誓の有無	宣誓なし。	宣誓あり。宣誓した議員名は、会議録に掲載		
免責特権				連邦議会及び委員会における発言において秘密情報を漏洩しても、議会の外で責任は問われない
秘密漏えいに対する懲罰	倫理委員会は、秘密を漏らした議員に対して、問責決議、委員会からの除名、院からの除名等の懲罰を科するよう勧告可能（上院規則 9.8、下院規則 10・11 (g) (4)）。			漏洩が仮に行われた場合、議会での懲罰の対象となる
秘密漏えいに対する罰則	合衆国法典違反となる場合は、自由刑若しくは罰金刑又はそれらの併科		1989年公務秘密法違反となる場合には、自由刑若しくは罰金刑又はそれらの併科	刑法典違反となる場合には、5年以下の自由刑又は罰金刑
適性評価	・議員は不要、スタッフは必要 ・基本的にFBIが調査を行い、議会が評価（クリアランスの付与についてはCIAも関与）【再照会中】		・議員は不要、職員は必要 ・内閣府の独立した調査チームが、行政上のガイドラインに基づいて身元調査	・議員は不要、秘書、会派職員、事務局職員は必要 ・連邦憲法擁護庁が、法律に基づいて身元調査

※ 免責特権の有無については、再照会中

（出典）海外調査、国立国会図書館作成資料、米・英・独大使館作成資料に基づき作成